

第 10 期三重県分別収集促進計画

(令和 5 ～ 9 年度)

令和 4 年 10 月 策定

令和 5 年 10 月 変更

三 重 県

目 次

1	計画策定の目的	P 1
2	第9期分別収集計画による分別収集の状況	P 1
3	基本的方向	P 8
4	計画期間	P 8
5	対象品目	P 8
6	市町の分別収集計画策定状況	P 9
7	各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び 当該排出見込量を合算して得られる量	P 1 2
8	特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について 各年度における市町別の得られる量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量	P 1 4
9	容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町 相互間の分別収集に関する情報交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項	P 2 6

1 計画策定の目的

平成4年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の改正に伴い、一般家庭及び事業者から排出される一般廃棄物については、適正な収集・運搬・処分から、排出抑制と再生利用の推進による廃棄物の減量化に政策の重点が移り、「循環型社会形成推進基本法」を基本的枠組みとして、リサイクル関連の法整備が進みました。

平成7年に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律（容器包装リサイクル法）」では、家庭から排出される廃棄物の約60%（容積比）を占める容器包装について、「消費者は分別して排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化」という、新しい役割分担が定められました。

容器包装廃棄物を資源としてリサイクルする過程のなかで、市町村が分別収集を合理的かつ効率的に遂行するためには、前もって綿密な計画を立てる必要があります。同法第8条第1項において、市町村は、分別収集計画を策定することが定められており、今般、県内各市町において、令和5年度を始期とする5年間の第10期分別収集計画が策定されたところです。

また、都道府県は、法第9条第1項の規定に基づき、市町村分別収集計画を基に、区域内の排出見込み量等を算出し、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集の促進の意義に関する知識の普及、区域内の市町村間の分別収集に関する情報交換の促進、その他分別収集の促進に関する事項等を記載した、都道府県分別収集促進計画を策定することが定められています。

本分別収集促進計画は、三重県における令和5年度から5年間の容器包装リサイクルにかかる施策の方向性を定め、これを推進していくことを目的としています。

2 第9期分別収集計画による分別収集の状況

令和2、3年度における、第9期分別収集計画で各容器包装廃棄物の分別収集を計画している市町数と、実際に分別収集を実施した市町数の割合は、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装が100%、スチール製容器、アルミ製容器、紙パック、段ボールが80%以上であり、概ね計画通りの実施率となりました。白色トレイは66.7%と比較的低い実施率となりましたが、別途、スーパー等の民間事業者による回収処理（店頭回収）が行われています。

表2-1 容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数の推移

(単位:市町村数)

容器包装廃棄物\年度	第1期実績						第2期実績						第3期実績						
	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
市町村数 (年度当初)	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	66	実施割合	47	実施割合	
特定分別基準適合物	無色ガラス	38	55.1%	41	59.4%	41	59.4%	42	60.9%	60	87.0%	62	89.9%	60	87.0%	57	86.4%	44	93.6%
	茶色ガラス	39	56.5%	41	59.4%	41	59.4%	42	60.9%	59	85.5%	62	89.9%	61	88.4%	58	87.9%	44	93.6%
	その他ガラス	39	56.5%	40	58.0%	41	59.4%	44	63.8%	61	88.4%	61	88.4%	62	89.9%	58	87.9%	44	93.6%
	その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	—	6	8.7%	11	15.9%	12	17.4%	11	15.9%	13	19.7%	11	23.4%
	ペットボトル	16	23.2%	25	36.2%	30	43.5%	53	76.8%	63	91.3%	65	94.2%	69	100.0%	66	100.0%	47	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	14	20.3%	26	37.7%	28	40.6%	32	46.4%	44	66.7%	36	76.6%
	うち白色トレイ	—	—	—	—	—	—	12	17.4%	16	23.2%	18	26.1%	23	33.3%	24	36.4%	17	36.2%
法第2条第6項	スチール製容器	51	73.9%	52	75.4%	52	75.4%	55	79.7%	58	84.1%	64	92.8%	64	92.8%	63	95.5%	46	97.9%
	アルミ製容器	48	69.6%	50	72.5%	51	73.9%	58	84.1%	59	85.5%	64	92.8%	63	91.3%	63	95.5%	46	97.9%
	紙バック	9	13.0%	9	13.0%	11	15.9%	33	47.8%	36	52.2%	41	59.4%	42	60.9%	44	66.7%	30	63.8%
	段ボール	—	—	—	—	—	—	36	52.2%	44	63.8%	48	69.6%	52	75.4%	53	80.3%	41	87.2%

容器包装廃棄物\年度	第4期実績				第5期実績				第6期実績								
	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
市町村数 (年度当初)	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	
特定分別基準適合物	無色ガラス	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	茶色ガラス	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他ガラス	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%
	その他紙製容器包装	7	24.1%	9	31.0%	9	31.0%	12	41.4%	10	34.5%	9	31.0%	10	34.5%	15	51.7%
	ペットボトル	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	20	69.0%	20	69.0%	23	79.3%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%
	うち白色トレイ	13	44.8%	12	41.4%	12	41.4%	15	51.7%	22	75.9%	11	37.9%	12	41.4%	13	44.8%
法第2条第6項	スチール製容器	29	100.0%	29	100.0%	28	96.6%	28	96.6%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	アルミ製容器	29	100.0%	29	100.0%	28	96.6%	28	96.6%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	紙バック	25	86.2%	25	86.2%	27	93.1%	27	93.1%	28	96.6%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	段ボール	27	93.1%	28	96.6%	27	93.1%	27	93.1%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%

容器包装廃棄物\年度	第7期実績				第8期実績				第9期実績								
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度		令和3年度		
市町村数 (年度当初)	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	
特定分別基準適合物	無色ガラス	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	茶色ガラス	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他ガラス	28	96.6%	29	100.0%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%
	その他紙製容器包装	8	27.6%	14	48.3%	12	41.4%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	ペットボトル	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%
	うち白色トレイ	13	44.8%	13	44.8%	13	44.8%	11	37.9%	11	37.9%	10	34.5%	8	27.6%	8	27.6%
法第2条第6項	スチール製容器	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%
	アルミ製容器	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%	24	82.8%	25	86.2%	25	86.2%
	紙バック	26	89.7%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	段ボール	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	27	93.1%	27	93.1%

※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）及び段ボールについては、平成12年度から分別収集が開始されています。

※ 平成の大合併により、市町村数は平成15年度以前の69から、平成18年度には29になりました。

※ その他紙製容器包装について、第8期よりその他紙製容器包装を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は、実施市町としています。

表 2-2 容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の年間収集量の推移

(単位:t)

容器包装廃棄物\年度		第1期実績			第2期実績			第3期実績		
		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	3,971	3,887	4,506	4,434	4,633	4,795	5,000	4,832	4,626
	茶色ガラス	4,014	3,841	4,748	4,306	4,719	4,690	4,794	4,510	4,458
	その他ガラス	2,236	3,251	3,427	2,623	3,228	3,453	2,303	2,243	2,166
	その他紙製容器包装	—	—	—	1,429	2,828	3,325	2,099	1,946	1,237
	ペットボトル	279	589	955	1,857	2,155	2,399	2,822	2,982	3,239
	その他プラスチック製容器包装	—	—	—	803	1,409	1,725	2,260	6,636	7,025
	うち白色トレイ	—	—	—	97	85	85	111	86	81
法 第2 条第 6項 指定 物	スチール製容器	6,506	7,078	10,421	9,291	7,820	8,513	8,126	7,637	6,485
	アルミ製容器	1,530	1,580	2,118	1,827	1,742	1,779	1,543	1,588	1,767
	紙パック	122	138	181	240	237	239	252	318	350
	段ボール	—	—	—	7,324	9,531	19,402	10,865	10,493	10,353
合計		18,658	20,364	26,356	34,134	38,302	50,320	40,064	43,185	41,706

容器包装廃棄物\年度		第4期実績		第5期実績			第6期実績		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	4,605	4,979	4,777	4,633	4,471	5,033	4,919	4,813
	茶色ガラス	4,259	4,979	4,720	4,686	4,458	4,663	4,523	4,539
	その他ガラス	1,967	2,159	2,110	2,090	2,056	1,579	1,489	1,548
	その他紙製容器包装	1,343	623	498	383	305	278	332	417
	ペットボトル	3,050	3,478	3,348	3,169	3,247	3,078	3,078	3,121
	その他プラスチック製容器包装	7,023	8,658	9,577	9,908	12,917	13,213	11,059	12,905
	うち白色トレイ	83	80	81	78	68	61	56	65
法 第2 条第 6項 指定 物	スチール製容器	6,511	6,380	4,910	3,944	2,628	1,617	1,448	1,091
	アルミ製容器	1,659	1,715	1,411	1,295	923	895	865	779
	紙パック	423	315	227	190	306	197	185	200
	段ボール	9,821	9,995	8,895	8,807	8,234	8,106	7,872	7,449
合計		40,661	43,281	40,473	39,105	39,545	38,658	35,768	36,863

容器包装廃棄物\年度		第7期実績			第8期実績			第9期実績	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	4,666	4,440	4,227	3,926	3,756	3,438	3,384	3,215
	茶色ガラス	4,321	4,100	3,768	3,149	3,129	2,867	2,738	2,609
	その他ガラス	1,561	1,517	1,597	3,024	2,523	2,483	2,467	2,361
	その他紙製容器包装	370	318	170	1,412	1,332	1,429	1,354	1,391
	ペットボトル	2,863	2,688	2,678	2,818	3,076	2,969	3,007	3,039
	その他プラスチック製容器包装	12,947	12,890	12,933	11,871	12,142	12,145	11,333	11,023
	うち白色トレイ	70	49	39	35	35	34	26	25
法 第2 条第 6項 指定 物	スチール製容器	1,031	761	615	737	709	688	715	686
	アルミ製容器	722	657	576	592	605	597	643	614
	紙パック	175	173	163	154	146	141	144	141
	段ボール	6,794	6,498	6,188	6,034	5,716	5,642	5,871	6,051
合計		35,451	34,042	32,914	33,717	33,134	32,400	31,657	31,130

※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)及び段ボールについては、平成12年度から分別収集が開始されています。

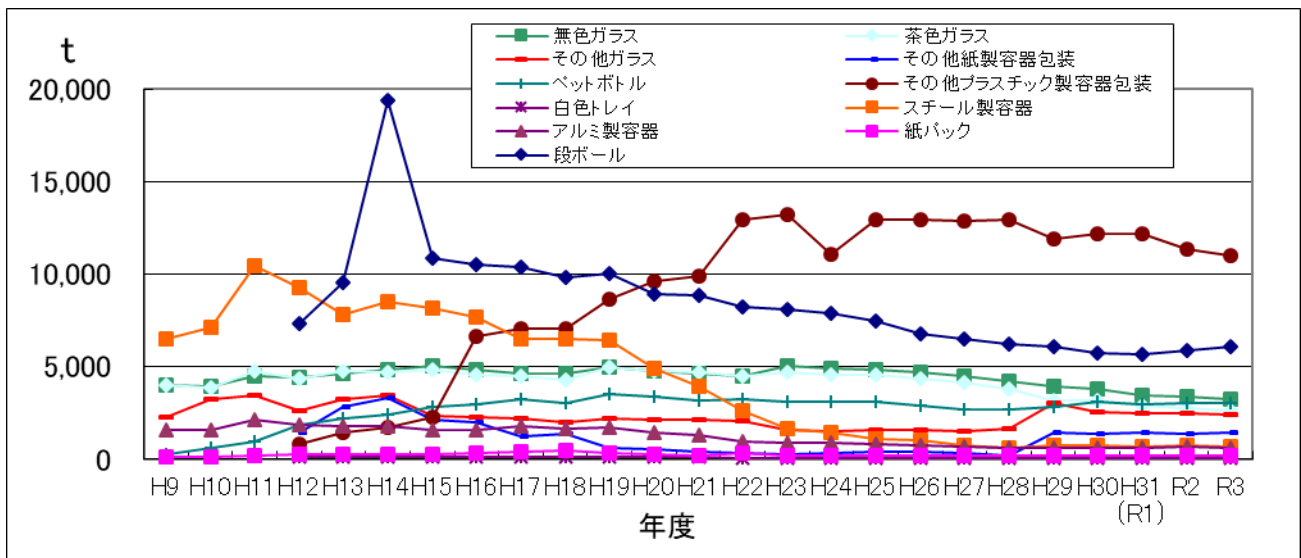


表 2-3 資源化量の推移

(単位:t)

	第1期実績			第2期実績			第3期実績			第4期実績		
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
資源化量※	62,745	79,399	87,441	107,749	116,696	153,676	199,548	199,453	213,616	243,623	233,108	
うち容器包装廃棄物の量	18,658	20,364	26,356	34,134	38,302	50,320	40,064	43,162	41,706	39,761	39,595	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	3,971	3,887	4,506	4,434	4,633	4,795	5,000	4,832	4,626	4,379	4,212
	茶色ガラス	4,014	3,841	4,748	4,306	4,719	4,690	4,794	4,510	4,458	4,094	4,038
	その他ガラス	2,236	3,251	3,427	2,623	3,228	3,453	2,303	2,244	2,166	1,900	1,926
	その他紙製容器包装	—	—	—	1,429	2,828	3,325	2,099	1,946	1,237	1,190	620
	ペットボトル	279	589	955	1,857	2,155	2,399	2,822	2,982	3,239	2,949	3,309
	その他プラスチック製容器包装	—	—	—	803	1,409	1,725	2,260	6,636	7,025	6,907	7,107
	うち白色トレイ	—	—	—	97	85	85	111	86	81	78	77
法 第2 条第 6項	スチール製容器	6,506	7,078	10,421	9,291	7,820	8,513	8,126	7,637	6,485	6,529	6,366
	アルミ製容器	1,530	1,580	2,118	1,827	1,742	1,779	1,543	1,588	1,767	1,662	1,708
	紙パック	122	138	181	240	237	239	252	294	350	344	315
	段ボール	—	—	—	7,324	9,531	19,402	10,865	10,493	10,353	9,807	9,993

	第5期実績			第6期実績			第7期実績			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
資源化量※	220,232	204,823	200,154	209,130	204,927	200,366	193,482	183,616	174,322	
うち容器包装廃棄物の量	37,652	37,032	35,663	34,155	35,086	35,805	33,353	32,818	28,978	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	4,170	4,062	4,014	4,533	4,788	4,585	4,483	4,175	3,863
	茶色ガラス	3,923	3,923	3,728	3,938	4,440	4,195	4,047	3,693	3,328
	その他ガラス	1,869	1,880	1,889	1,418	1,466	1,507	1,511	1,453	1,419
	その他紙製容器包装	493	381	296	276	325	406	394	317	169
	ペットボトル	3,215	3,482	3,222	2,955	3,000	3,012	2,735	2,582	2,478
	その他プラスチック製容器包装	8,580	9,106	10,450	10,226	10,758	12,663	12,643	12,614	10,178
	うち白色トレイ	80	73	62	59	55	64	44	47	35
法 第2 条第 6項	スチール製容器	4,892	3,914	2,613	1,616	1,460	1,085	1,031	735	611
	アルミ製容器	1,392	1,287	910	890	848	762	722	645	575
	紙パック	226	190	306	197	182	197	143	171	163
	段ボール	8,892	8,807	8,234	8,106	7,820	7,392	5,643	6,432	6,195

	第8期実績			第9期実績		
	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	
資源化量※	172,111	167,889	145,178	127,451	未確定	
うち容器包装廃棄物の量	28,239	28,345	27,480	27,039	27,027	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	3,881	3,788	3,417	3,365	3,249
	茶色ガラス	3,106	3,138	2,858	2,745	2,618
	その他ガラス	1,406	1,432	1,399	1,390	1,357
	その他紙製容器包装	1,412	1,332	1,429	1,354	1,391
	ペットボトル	2,513	2,756	2,681	2,651	2,717
	その他プラスチック製容器包装	8,378	8,730	8,714	8,185	8,232
	うち白色トレイ	33	30	23	24	22
法 第2 条第 6項	スチール製容器	737	701	638	700	670
	アルミ製容器	605	581	558	636	604
	紙パック	154	146	141	143	142
	段ボール	6,046	5,741	5,643	5,870	6,047

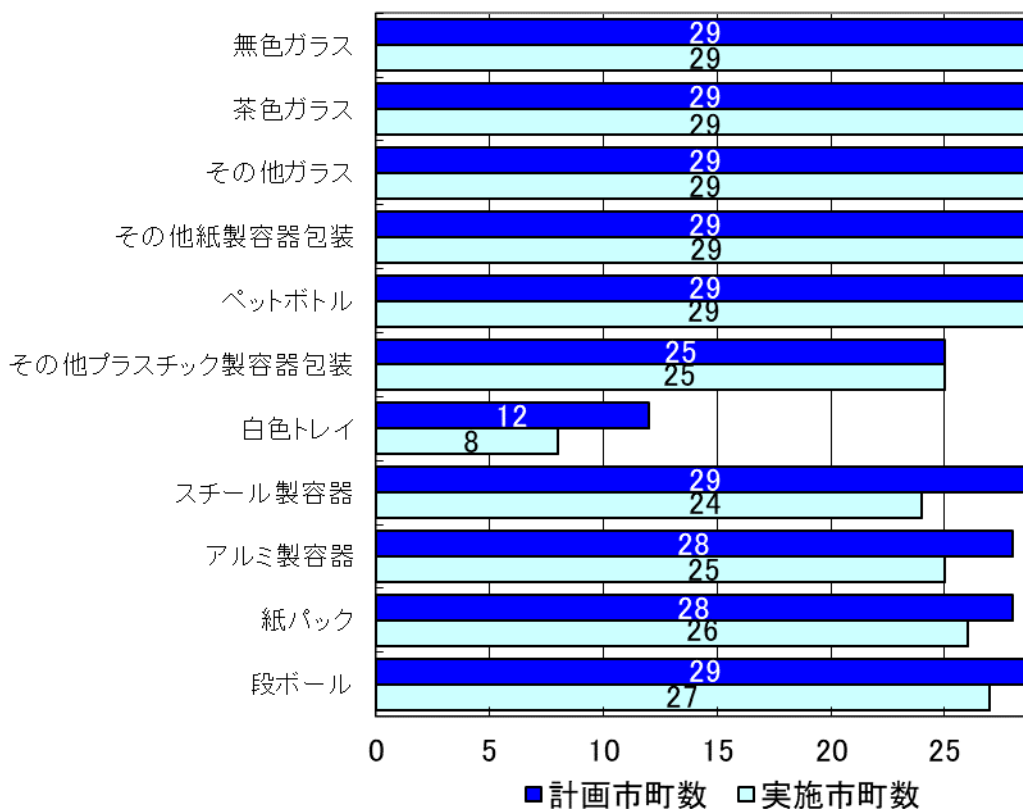
※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)及び段ボールについては、平成12年度から分別収集が開始されています。

※ 資源化量は、三重県「一般廃棄物処理事業のまとめ」の掲載値

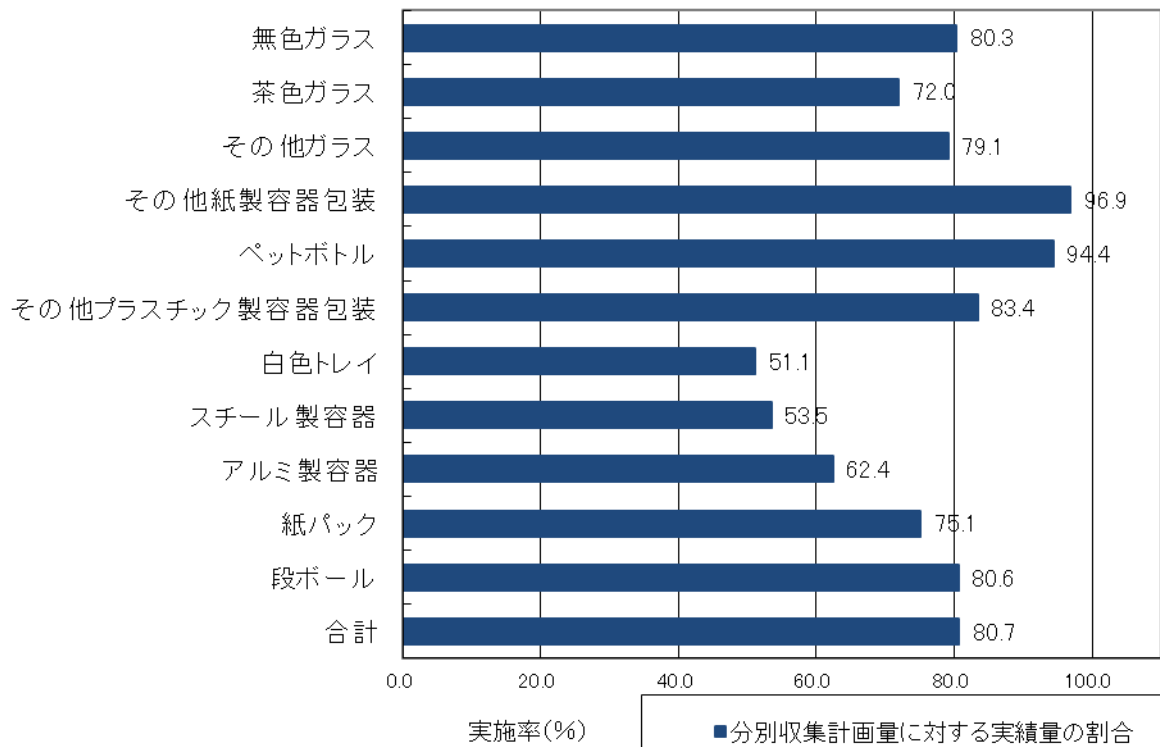
表 2-4 容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の分別計画と実績比較

容器包装廃棄物		分別収集市町村数						第9期分別収集計画と実績比較(t)					
		令和2年度			令和3年度			令和2年度			令和3年度		
		計画	実績	実施率	計画	実績	実施率	計画	実績	実施率	計画	実績	実施率
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	29	29	100.0%	29	29	100.0%	4,091	3,365	82.3%	4,047	3,249	80.3%
	茶色ガラス	29	29	100.0%	29	29	100.0%	3,674	2,745	74.7%	3,639	2,618	72.0%
	その他ガラス	29	29	100.0%	29	29	100.0%	1,727	1,390	80.5%	1,716	1,357	79.1%
	その他紙製容器包装	29	29	100.0%	29	29	100.0%	1,450	1,354	93.4%	1,435	1,391	96.9%
	ペットボトル	29	29	100.0%	29	29	100.0%	2,891	2,651	91.7%	2,878	2,717	94.4%
	その他プラスチック製 容器包装	25	25	100.0%	25	25	100.0%	9,950	8,185	82.3%	9,873	8,232	83.4%
	うち白色トレイ	12	8	66.7%	12	8	66.7%	43	24	56.8%	43	22	51.1%
法 第 2 条 第 6 項	スチール製容器	29	24	82.8%	29	24	82.8%	1,268	700	55.2%	1,252	670	53.5%
	アルミ製容器	28	25	89.3%	28	25	89.3%	974	636	65.3%	968	604	62.4%
	紙パック	28	26	92.9%	28	26	92.9%	189	143	76.0%	188	142	75.1%
	段ボール	29	27	93.1%	29	27	93.1%	7,573	5,870	77.5%	7,499	6,047	80.6%
合計													
								33,788	27,039	80.0%	33,494	27,027	80.7%

分別収集計画市町村数と実施市町村数(令和3年度)



容器包装廃棄物の分別収集計画の実施率(令和3年度)



3 基本的方向

県は、一般廃棄物及び産業廃棄物に関する「三重県循環型社会形成推進計画」を令和3年3月に策定し、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会」を基本理念としています。このような認識のもと、持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等多様な主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでいます。

「第10期三重県分別収集促進計画」においても、三重県循環型社会形成推進計画の基本理念に沿い、市町の実施計画に基づいて、分別収集の促進が図られるよう取り組みます。

4 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3ヶ年終了時に改定します。

5 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち市町が容器包装リサイクル法に基づき分別収集する次のものを対象とします。

（特定 第2 条基 準第 7項 合 物）	1	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、無色のもの（無色ガラス）
	2	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、茶色のもの（茶色ガラス）
	3	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、無色又は茶色のもの以外をのもの（その他ガラス）
	4	主として紙製のもの（段ボール及び紙パックを除く。）（その他紙製容器包装）
	5	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの。（ペットボトル）
	6	主としてプラスチック製のもの（ペットボトルを除く。）（その他プラスチック製容器包装）及びこのうち白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）
法 第 2 条 第 6 項 指 定 物	7	主として鋼鉄製のもの（スチール製容器）
	8	主としてアルミ製のもの（アルミ製容器）
	9	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）（紙パック）
	10	主として段ボール製のもの（段ボール）

- ※ 「特定分別基準適合物（法第2条第7項）」とは、市町が「分別収集」した「容器包装廃棄物」のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、かつ環境省の指定を受けた保管施設において保管されている「分別基準適合物」を、「無色ガラス製容器」、「茶色ガラス製容器」、「その他色ガラス製容器」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」などの容器包装区分ごとに分けたものをいいます。
- ※ 「法第2条第6項指定物」とは、「容器包装廃棄物」のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化をする必要がない物として主務省令で定める「スチール製容器」、「アルミ製容器」、「飲料用紙製容器（紙パック）」、「段ボール」をいいます。この「法第2条第6項指定物」については、容器包装リサイクル法における再商品化対象物ではありませんが、分別収集の対象物であるため、市町分別収集計画ならびに県分別収集促進計画の対象品目となります。

6 市町の分別収集計画策定状況

県内の市町の「第10期市町村分別収集計画」の策定状況は表6-1のとおりです。
また、市町ごとの策定状況は表6-2-(1)、(2)のとおりです。

表6-1 分別収集計画策定市町数

容器包装廃棄物\年度		策定市町数				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定分別基準適合物	無色ガラス	29	29	29	29	29
	茶色ガラス	29	29	29	29	29
	その他ガラス	29	29	29	29	29
	その他紙製容器包装	29	29	29	29	29
	ペットボトル	29	29	29	29	29
	その他プラスチック製容器包装	25	25	25	25	25
	うち白色トレイ	12	12	12	12	12
法第2条第6項指定物	スチール製容器	29	29	29	29	29
	アルミ製容器	29	29	29	29	29
	紙パック	28	28	28	28	28
	段ボール	29	29	29	29	29

表6-2-(2) 市町分別収集計画策定状況(法第2条6項指定物)

容器包装廃棄物 市町名	スチール製容器					アルミ製容器					紙パック					段ボール				
	5	6	7	8	9	5	6	7	8	9	5	6	7	8	9	5	6	7	8	9
津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
亀山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木曾岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	
朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
御浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紀宝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	29	29	29	29	29

7 各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

第10期計画期間中の各年度における人口予測値は、表7-1のとおりです。

また、容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表7-2のとおりです。

表7-1 各年度の人口予測値

(単位:人)

市町名\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	267,424	265,579	263,720	261,689	259,648
四日市市	309,152	308,523	307,895	306,924	305,953
伊勢市	117,560	116,580	115,600	114,640	113,680
松阪市	158,794	157,716	156,637	155,560	154,482
桑名市	137,811	137,218	136,661	136,080	135,473
鈴鹿市	189,115	188,010	186,905	185,563	184,222
名張市	75,557	74,801	74,053	73,312	72,579
尾鷲市	15,978	15,674	15,376	15,084	14,798
亀山市	49,991	50,058	50,126	50,092	50,058
鳥羽市	17,000	16,608	16,216	15,842	15,468
熊野市	14,939	14,499	14,062	13,646	13,230
いなべ市	45,801	44,621	44,442	44,264	44,086
志摩市	44,680	43,607	42,560	41,538	40,541
伊賀市	87,720	86,757	85,803	84,859	83,926
木曾岬町	5,890	5,813	5,738	5,663	5,589
東員町	25,993	26,057	26,121	26,172	26,222
菰野町	41,353	41,316	41,279	41,193	41,107
朝日町	9,919	9,929	11,812	11,883	11,954
川越町	15,604	15,713	15,822	15,933	16,044
多気町	13,995	13,863	13,733	13,590	13,447
明和町	23,026	23,003	22,980	22,957	22,934
大台町	8,504	8,341	8,179	8,021	7,863
玉城町	15,246	15,224	15,203	15,163	15,124
度会町	8,020	7,959	7,890	7,821	7,751
大紀町	7,588	7,397	7,207	7,028	6,849
南伊勢町	9,908	9,547	9,187	8,827	8,466
紀北町	14,093	13,672	13,251	12,830	12,409
御浜町	7,915	7,788	7,663	7,540	7,419
紀宝町	10,296	10,090	9,884	9,678	9,472
合計	1,748,872	1,735,963	1,726,005	1,713,392	1,700,794
対前年比	-	99.3%	99.4%	99.3%	99.3%

※ 各市町分別収集計画にかかる人口予測値

表7-2 容器包装廃棄物排出量の見込み

(単位:t)

市町名\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	17,909.0	17,785.0	17,661.0	17,525.0	17,388.0
四日市市	15,135.0	15,125.0	15,119.0	14,875.0	14,637.0
伊勢市	3,966.0	3,933.0	3,900.0	3,868.0	3,835.0
松阪市	9,797.0	9,607.0	9,421.0	9,239.0	9,058.0
桑名市	6,586.0	6,557.0	6,529.0	6,502.0	6,473.0
鈴鹿市	11,925.0	11,880.0	11,863.0	11,835.0	11,834.0
名張市	1,152.0	1,132.0	1,106.0	1,090.0	1,078.0
尾鷲市	410.0	404.0	396.0	389.0	382.0
亀山市	3,670.0	3,675.0	3,680.0	3,677.0	3,675.0
鳥羽市	1,817.0	1,775.0	1,733.0	1,693.0	1,653.0
熊野市	1,261.0	1,233.0	1,206.0	1,180.0	1,154.0
いなべ市	600.0	600.0	600.0	600.0	600.0
志摩市	2,737.0	2,671.0	2,606.0	2,543.0	2,481.0
伊賀市	1,114.0	1,102.0	1,090.0	1,078.0	1,066.0
木曾岬町	303.0	299.0	295.0	291.0	288.0
東員町	679.7	681.3	683.0	684.3	685.7
菰野町	619.0	619.0	618.0	618.0	617.0
朝日町	155.0	154.0	181.0	181.0	181.0
川越町	173.0	172.0	170.0	168.0	166.0
多気町	308.1	305.2	302.3	299.2	296.1
明和町	595.0	594.0	593.0	592.0	591.0
大台町	206.5	202.5	198.6	194.8	191.0
玉城町	432.0	431.4	430.8	429.7	428.6
度会町	245.1	243.3	241.4	239.4	237.3
大紀町	169.8	165.5	161.2	157.2	153.2
南伊勢町	391.2	377.0	362.8	348.6	334.3
紀北町	1,323.0	1,289.0	1,243.0	1,204.0	1,164.0
御浜町	732.9	739.6	746.3	753.0	759.7
紀宝町	245.0	240.0	235.0	230.0	226.0
合計	84,657.3	83,991.8	83,371.4	82,484.2	81,632.8
対前年比	-	99.2%	99.3%	98.9%	99.0%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

8 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について各年度における市町別の得られる量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

各年度において得られる特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は表8-1のとおりです。

品目ごとの各市町別の見込み量を、表8-2から表8-12に示します。

表8-1 各年度において得られる特定分別基準適合物及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量

(単位:t)

容器包装廃棄物\年度	排出量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス	3,639.1	3,603.1	3,572.2	3,537.4	3,506.6	1,200.7	1,390.6	1,375.6	1,360.6	1,345.7	2,438.4	2,212.5	2,196.6	2,176.7	2,160.9
茶色ガラス	3,120.1	3,087.3	3,060.5	3,030.9	3,001.2	1,040.2	1,199.2	1,185.1	1,173.1	1,159.2	2,079.8	1,888.1	1,875.4	1,857.7	1,842.0
その他ガラス	1,537.3	1,531.6	1,526.1	1,524.6	1,521.2	1,072.3	1,069.3	1,064.4	1,063.6	1,061.8	465.0	462.4	461.7	461.0	459.3
その他紙製容器包装	1,463.3	1,454.1	1,442.2	1,432.3	1,420.5	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	1,386.3	1,377.1	1,365.2	1,355.3	1,343.5
ペットボトル	3,030.9	3,009.8	2,992.8	2,971.6	2,951.5	1,360.5	1,350.6	1,339.8	1,328.9	1,318.0	1,670.4	1,659.2	1,653.0	1,642.7	1,633.5
その他プラスチック製容器包装	10,058.0	9,985.4	9,910.9	9,836.4	9,758.0	8,017.5	7,961.4	7,905.3	7,849.1	7,789.0	2,040.5	2,024.0	2,005.6	1,987.3	1,969.0
うち白色トレイ	43.4	42.9	42.2	41.8	41.4	33.2	32.9	32.3	32.0	31.7	10.2	10.0	9.9	9.8	9.7
小計	22,848.6	22,671.3	22,504.6	22,333.1	22,158.9	12,768.2	13,048.1	12,947.2	12,852.4	12,750.6	10,080.4	9,623.3	9,557.4	9,480.8	9,408.3
対前年比	-	99.2%	99.3%	99.2%	99.2%	-	102.2%	99.2%	99.3%	99.2%	-	95.5%	99.3%	99.2%	99.2%
スチール製容器	1,825.6	1,812.3	1,795.8	1,772.3	1,755.2										
アルミ製容器	1,674.2	1,661.6	1,652.2	1,635.6	1,623.0										
紙パック	165.5	163.3	162.2	161.1	161.0										
段ボール	6,714.6	6,654.5	6,612.4	6,548.3	6,493.4										
小計	10,379.9	10,291.7	10,222.5	10,117.3	10,032.5										
対前年比	-	99.2%	99.3%	99.0%	99.2%										
合計	33,228.5	32,963.1	32,727.1	32,450.4	32,191.4										
対前年比	-	99.2%	99.3%	99.2%	99.2%										

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表 8-2 無色ガラス（規則第 4 条第 1 号）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	562.0	558.0	554.0	550.0	546.0	196.0	195.0	193.0	192.0	190.0	366.0	363.0	361.0	358.0	356.0
四日市市	691.0	688.0	686.0	684.0	684.0						691.0	688.0	686.0	684.0	684.0
伊勢市	363.0	360.0	357.0	354.0	351.0	363.0	360.0	357.0	354.0	351.0					
松阪市	294.1	292.1	290.2	288.2	286.3						294.1	292.1	290.2	288.2	286.3
桑名市	227.0	226.0	225.0	224.0	223.0						227.0	226.0	225.0	224.0	223.0
鈴鹿市	204.0	203.0	202.0	200.0	199.0		203.0	202.0	200.0	199.0	204.0				
名張市	172.0	162.0	152.0	143.0	134.0						172.0	162.0	152.0	143.0	134.0
尾鷲市	42.0	42.0	41.0	41.0	40.0	42.0	42.0	41.0	41.0	40.0					
亀山市	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0						81.0	81.0	81.0	81.0	81.0
鳥羽市	39.0	38.0	38.0	37.0	36.0	39.0	38.0	38.0	37.0	36.0					
熊野市	43.8	42.5	41.2	40.0	38.7						43.8	42.5	41.2	40.0	38.7
いなべ市	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0						80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
志摩市	113.0	111.0	108.0	105.0	103.0	113.0	111.0	108.0	105.0	103.0					
伊賀市	220.0	218.0	216.0	214.0	212.0	201.0	199.0	197.0	196.0	194.0	19.0	19.0	19.0	18.0	18.0
木曾岬町	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0						8.0	8.0	7.0	7.0	7.0
東員町	61.1	61.3	61.4	61.5	61.7						61.1	61.3	61.4	61.5	61.7
菰野町	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0						72.0	72.0	72.0	72.0	72.0
朝日町	24.0	23.0	27.0	27.0	27.0						24.0	23.0	27.0	27.0	27.0
川越町	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0						30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
多気町	29.0	28.7	28.4	28.1	27.8	29.0	28.7	28.4	28.1	27.8					
明和町	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0					
大台町	25.5	25.0	24.5	24.0	23.5	25.5	25.0	24.5	24.0	23.5					
玉城町	35.1	35.0	35.0	34.9	34.8	35.1	35.0	35.0	34.9	34.8					
度会町	28.9	28.4	28.0	27.7	27.4	28.9	28.4	28.0	27.7	27.4					
大紀町	23.4	22.8	22.2	21.6	21.0	23.4	22.8	22.2	21.6	21.0					
南伊勢町	31.8	30.7	29.5	28.4	27.2	31.8	30.7	29.5	28.4	27.2					
紀北町	37.0	36.0	35.0	34.0	33.0						37.0	36.0	35.0	34.0	33.0
御浜町	28.4	28.6	28.8	29.0	29.2						28.4	28.6	28.8	29.0	29.2
紀宝町	26.0	25.0	25.0	24.0	24.0	26.0	25.0	25.0	24.0	24.0					
合計	3,639.1	3,603.1	3,572.2	3,537.4	3,506.6	1,200.7	1,390.6	1,375.6	1,360.6	1,345.7	2,438.4	2,212.5	2,196.6	2,176.7	2,160.9
対前年比	-	99.0%	99.1%	99.0%	99.1%	-	115.8%	98.9%	98.9%	98.9%	-	90.7%	99.3%	99.1%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-3 茶色ガラス製容器（規則第 4 条第 2 号）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						（指定法人等への引渡見込量）					（市町独自処理予定量）				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	702.0	697.0	692.0	687.0	682.0	247.0	245.0	244.0	242.0	240.0	455.0	452.0	448.0	445.0	442.0
四日市市	451.0	450.0	449.0	447.0	447.0						451.0	450.0	449.0	447.0	447.0
伊勢市	264.0	261.0	259.0	257.0	255.0	264.0	261.0	259.0	257.0	255.0					
松阪市	262.5	260.8	259.0	257.3	255.5						262.5	260.8	259.0	257.3	255.5
桑名市	189.0	188.0	188.0	187.0	186.0						189.0	188.0	188.0	187.0	186.0
鈴鹿市	173.0	172.0	171.0	170.0	168.0		172.0	171.0	170.0	168.0	173.0				
名張市	117.0	109.0	101.0	94.0	88.0						117.0	109.0	101.0	94.0	88.0
尾鷲市	42.0	42.0	42.0	41.0	41.0	42.0	42.0	42.0	41.0	41.0					
亀山市	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0						74.0	74.0	74.0	74.0	74.0
鳥羽市	31.0	30.0	29.0	29.0	28.0	31.0	30.0	29.0	29.0	28.0					
熊野市	54.6	53.0	51.4	49.9	48.4						54.6	53.0	51.4	49.9	48.4
いなべ市	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0						70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
志摩市	80.0	78.0	76.0	74.0	73.0	80.0	78.0	76.0	74.0	73.0					
伊賀市	175.0	173.0	171.0	169.0	167.0	160.0	158.0	156.0	155.0	153.0	15.0	15.0	15.0	14.0	14.0
木曾岬町	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0						7.0	6.0	6.0	6.0	6.0
東員町	45.7	45.8	46.0	46.0	46.1						45.7	45.8	46.0	46.0	46.1
菰野町	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0						53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
朝日町	21.0	21.0	25.0	25.0	25.0						21.0	21.0	25.0	25.0	25.0
川越町	24.0	24.0	24.0	24.0	23.0						24.0	24.0	24.0	24.0	23.0
多気町	28.8	28.5	28.2	27.9	27.6	28.8	28.5	28.2	27.9	27.6					
明和町	34.0	34.0	33.0	33.0	33.0	34.0	34.0	33.0	33.0	33.0					
大台町	24.7	24.2	23.7	23.2	22.7	24.7	24.2	23.7	23.2	22.7					
玉城町	24.8	24.8	24.7	24.7	24.6	24.8	24.8	24.7	24.7	24.6					
度会町	20.6	20.3	20.0	19.7	19.5	20.6	20.3	20.0	19.7	19.5					
大紀町	22.7	22.1	21.5	21.0	20.5	22.7	22.1	21.5	21.0	20.5					
南伊勢町	36.6	35.3	34.0	32.6	31.3	36.6	35.3	34.0	32.6	31.3					
紀北町	44.0	42.0	41.0	40.0	38.0						44.0	42.0	41.0	40.0	38.0
御浜町	24.0	24.5	25.0	25.5	26.0						24.0	24.5	25.0	25.5	26.0
紀宝町	24.0	24.0	23.0	23.0	22.0	24.0	24.0	23.0	23.0	22.0					
合計	3,120.1	3,087.3	3,060.5	3,030.9	3,001.2	1,040.2	1,199.2	1,185.1	1,173.1	1,159.2	2,079.8	1,888.1	1,875.4	1,857.7	1,842.0
対前年比	-	99.0%	99.1%	99.0%	99.0%	-	115.3%	98.8%	99.0%	98.8%	-	90.8%	99.3%	99.1%	99.2%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-4 その他ガラス製容器（規則第 4 条第 3 号）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	281.0	279.0	277.0	275.0	273.0	98.0	97.0	97.0	96.0	95.0	183.0	182.0	180.0	179.0	178.0
四日市市	289.0	288.0	287.0	286.0	286.0	289.0	288.0	287.0	286.0	286.0					
伊勢市	156.0	155.0	154.0	153.0	151.0	156.0	155.0	154.0	153.0	151.0					
松阪市	136.2	135.3	134.4	133.5	132.6	136.2	135.3	134.4	133.5	132.6					
桑名市	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0						107.0	107.0	107.0	107.0	107.0
鈴鹿市	94.0	93.0	93.0	92.0	91.0	94.0	93.0	93.0	92.0	91.0					
名張市	88.0	93.0	97.0	102.0	108.0	88.0	93.0	97.0	102.0	108.0					
尾鷲市	18.0	18.0	17.0	17.0	17.0	18.0	18.0	17.0	17.0	17.0					
亀山市	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0						45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
鳥羽市	15.0	15.0	14.0	14.0	14.0	15.0	15.0	14.0	14.0	14.0					
熊野市	10.9	10.6	10.3	9.9	9.6						10.9	10.6	10.3	9.9	9.6
いなべ市	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0						15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
志摩市	30.0	29.0	28.0	28.0	27.0	30.0	29.0	28.0	28.0	27.0					
伊賀市	57.0	56.0	55.0	55.0	54.0	57.0	56.0	55.0	55.0	54.0					
木曾岬町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
東員町	27.5	27.6	27.6	27.7	27.7						27.5	27.6	27.6	27.7	27.7
菰野町	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0						31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
朝日町	8.0	7.0	8.0	8.0	8.0						8.0	7.0	8.0	8.0	8.0
川越町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0						14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
多気町	9.6	9.5	9.4	9.3	9.2	9.6	9.5	9.4	9.3	9.2					
明和町	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0					
大台町	6.5	6.4	6.3	6.2	6.1	6.5	6.4	6.3	6.2	6.1					
玉城町	15.0	15.0	14.9	14.9	14.9	15.0	15.0	14.9	14.9	14.9					
度会町	12.5	12.3	12.1	12.0	11.9	12.5	12.3	12.1	12.0	11.9					
大紀町	6.0	5.8	5.7	5.6	5.5	6.0	5.8	5.7	5.6	5.5					
南伊勢町	12.5	12.0	11.6	11.1	10.7	12.5	12.0	11.6	11.1	10.7					
紀北町	15.0	14.0	14.0	14.0	13.0						15.0	14.0	14.0	14.0	13.0
御浜町	6.6	7.2	7.8	8.4	9.0						6.6	7.2	7.8	8.4	9.0
紀宝町	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0					
合計	1,537.3	1,531.6	1,526.1	1,524.6	1,521.2	1,072.3	1,069.3	1,064.4	1,063.6	1,061.8	465.0	462.4	461.7	461.0	459.3
対前年比	-	99.6%	99.6%	99.9%	99.8%	-	99.7%	99.5%	99.9%	99.8%	-	99.4%	99.9%	99.8%	99.6%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-5 その他紙製容器包装（規則第 4 条第 4 号）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	38.0	38.0	37.0	37.0	37.0						38.0	38.0	37.0	37.0	37.0
四日市市	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0						23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
伊勢市	86.0	86.0	85.0	84.0	83.0						86.0	86.0	85.0	84.0	83.0
松阪市	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5						6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
桑名市	437.0	436.0	433.0	432.0	430.0						437.0	436.0	433.0	432.0	430.0
鈴鹿市	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0						26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
名張市	10.0	11.0	11.0	12.0	13.0						10.0	11.0	11.0	12.0	13.0
尾鷲市	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0						12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
亀山市	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0						72.0	72.0	72.0	72.0	72.0
鳥羽市	32.0	31.0	30.0	30.0	29.0						32.0	31.0	30.0	30.0	29.0
熊野市	158.4	155.0	151.6	148.3	145.1						158.4	155.0	151.6	148.3	145.1
いなべ市	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0						30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
志摩市	75.0	73.0	72.0	70.0	68.0						75.0	73.0	72.0	70.0	68.0
伊賀市	57.5	56.9	56.3	55.7	55.1						57.5	56.9	56.3	55.7	55.1
木曾岬町	13.0	13.0	13.0	12.0	12.0						13.0	13.0	13.0	12.0	12.0
東員町	17.9	17.9	18.0	18.0	18.0						17.9	17.9	18.0	18.0	18.0
菰野町	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0					
朝日町	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0						9.0	9.0	10.0	10.0	10.0
川越町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
多気町	7.7	7.6	7.6	7.5	7.4						7.7	7.6	7.6	7.5	7.4
明和町	167.0	167.0	167.0	167.0	166.0						167.0	167.0	167.0	167.0	166.0
大台町	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8						5.2	5.1	5.0	4.9	4.8
玉城町	9.3	9.2	9.2	9.2	9.2						9.3	9.2	9.2	9.2	9.2
度会町	33.0	32.3	31.7	31.2	30.7						33.0	32.3	31.7	31.2	30.7
大紀町	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8						4.2	4.1	4.0	3.9	3.8
南伊勢町	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3						2.7	2.6	2.5	2.4	2.3
紀北町	37.0	36.0	35.0	34.0	33.0						37.0	36.0	35.0	34.0	33.0
御浜町	9.0	8.9	8.8	8.7	8.6						9.0	8.9	8.8	8.7	8.6
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	1,463.3	1,454.1	1,442.2	1,432.3	1,420.5	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	1,386.3	1,377.1	1,365.2	1,355.3	1,343.5
対前年比	-	99.4%	99.2%	99.3%	99.2%	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	99.3%	99.1%	99.3%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-6 ペットボトル（規則第 4 条第 5 号）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	861.0	855.0	849.0	843.0	836.0	606.0	602.0	598.0	593.0	588.0	255.0	253.0	251.0	250.0	248.0
四日市市	428.0	426.0	425.0	423.0	423.0						428.0	426.0	425.0	423.0	423.0
伊勢市	320.0	317.0	315.0	312.0	309.0						320.0	317.0	315.0	312.0	309.0
松阪市	182.6	181.4	180.2	179.0	177.8	182.6	181.4	180.2	179.0	177.8					
桑名市	161.0	160.0	160.0	159.0	158.0						161.0	160.0	160.0	159.0	158.0
鈴鹿市	155.0	154.0	153.0	152.0	151.0	155.0	154.0	153.0	152.0	151.0					
名張市	60.0	61.0	61.0	62.0	63.0	60.0	61.0	61.0	62.0	63.0					
尾鷲市	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0						27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
亀山市	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0						89.0	89.0	89.0	89.0	89.0
鳥羽市	43.0	42.0	41.0	40.0	39.0	43.0	42.0	41.0	40.0	39.0					
熊野市	42.2	40.9	39.7	38.5	37.4						42.2	40.9	39.7	38.5	37.4
いなべ市	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0					
志摩市	86.0	84.0	82.0	80.0	78.0	86.0	84.0	82.0	80.0	78.0					
伊賀市	93.0	92.0	91.0	90.0	89.0	93.0	92.0	91.0	90.0	89.0					
木曾岬町	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0						8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
東員町	58.4	58.5	58.7	58.8	58.9						58.4	58.5	58.7	58.8	58.9
菰野町	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0					
朝日町	19.0	19.0	22.0	22.0	22.0						19.0	19.0	22.0	22.0	22.0
川越町	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0						27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
多気町	25.5	25.3	25.1	24.8	24.5						25.5	25.3	25.1	24.8	24.5
明和町	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0						34.0	34.0	34.0	34.0	34.0
大台町	23.2	22.8	22.4	22.0	21.6						23.2	22.8	22.4	22.0	21.6
玉城町	32.5	32.5	32.4	32.3	32.3						32.5	32.5	32.4	32.3	32.3
度会町	16.7	16.6	16.4	16.3	16.2						16.7	16.6	16.4	16.3	16.2
大紀町	15.8	15.4	15.0	14.6	14.2						15.8	15.4	15.0	14.6	14.2
南伊勢町	18.9	18.2	17.6	16.9	16.2	18.9	18.2	17.6	16.9	16.2					
紀北町	39.0	38.0	37.0	36.0	35.0						39.0	38.0	37.0	36.0	35.0
御浜町	23.1	23.2	23.3	23.4	23.5						23.1	23.2	23.3	23.4	23.5
紀宝町	26.0	26.0	25.0	25.0	25.0						26.0	26.0	25.0	25.0	25.0
合計	3,030.9	3,009.8	2,992.8	2,971.6	2,951.5	1,360.5	1,350.6	1,339.8	1,328.9	1,318.0	1,670.4	1,659.2	1,653.0	1,642.7	1,633.5
対前年比	-	99.3%	99.4%	99.3%	99.3%	-	99.3%	99.2%	99.2%	99.2%	-	99.3%	99.6%	99.4%	99.4%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-7 その他プラスチック製容器包装（規則第4条第6号）（白色トレイを含む）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	3,832.0	3,806.0	3,779.0	3,750.0	3,721.0	2,121.0	2,106.0	2,092.0	2,076.0	2,059.0	1,711.0	1,700.0	1,687.0	1,674.0	1,662.0
四日市市															
伊勢市	889.0	881.0	874.0	867.0	860.0	879.0	871.0	864.0	857.0	850.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
松阪市	613.0	609.0	605.0	601.0	597.0	613.0	609.0	605.0	601.0	597.0					
桑名市	1,130.0	1,125.0	1,120.0	1,116.0	1,111.0	1,130.0	1,125.0	1,120.0	1,116.0	1,111.0					
鈴鹿市	1,784.0	1,774.0	1,763.0	1,751.0	1,738.0	1,784.0	1,774.0	1,763.0	1,751.0	1,738.0					
名張市															
尾鷲市	105.0	102.0	99.0	96.0	93.0						105.0	102.0	99.0	96.0	93.0
亀山市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
鳥羽市	76.0	74.0	72.0	71.0	70.0	76.0	74.0	72.0	71.0	70.0					
熊野市	54.6	52.9	51.3	49.8	48.3						54.6	52.9	51.3	49.8	48.3
いなべ市	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0					
志摩市	243.0	237.0	231.0	226.0	220.0	243.0	237.0	231.0	226.0	220.0					
伊賀市	290.0	287.0	284.0	281.0	278.0	290.0	287.0	284.0	281.0	278.0					
木曾岬町	37.0	37.0	36.0	36.0	35.0	36.0	36.0	35.0	35.0	34.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町	244.7	245.3	245.9	246.4	246.9	244.7	245.3	245.9	246.4	246.9					
菰野町	128.0	128.0	128.0	128.0	127.0						128.0	128.0	128.0	128.0	127.0
朝日町															
川越町															
多気町	28.6	28.3	28.0	27.7	27.4	28.6	28.3	28.0	27.7	27.4					
明和町	79.0	79.0	79.0	78.0	78.0	79.0	79.0	79.0	78.0	78.0					
大台町	63.2	62.0	60.8	59.6	58.4	63.2	62.0	60.8	59.6	58.4					
玉城町	62.7	62.6	62.5	62.4	62.2	62.7	62.6	62.5	62.4	62.2					
度会町	39.6	39.2	38.8	38.5	38.2	39.6	39.2	38.8	38.5	38.2					
大紀町	49.1	47.9	46.7	45.5	44.3	49.1	47.9	46.7	45.5	44.3					
南伊勢町	13.5	13.0	12.5	12.1	11.6	13.5	13.0	12.5	12.1	11.6					
紀北町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
御浜町	22.9	22.1	21.3	20.5	19.7						22.9	22.1	21.3	20.5	19.7
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	10,058.0	9,985.4	9,910.9	9,836.4	9,758.0	8,017.5	7,961.4	7,905.3	7,849.1	7,789.0	2,040.5	2,024.0	2,005.6	1,987.3	1,969.0
対前年比	-	99.3%	99.3%	99.2%	99.2%	-	99.3%	99.3%	99.3%	99.2%	-	99.2%	99.1%	99.1%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表 8-8 プラスチック製容器包装（規則第 4 条第 6 号）（白色トレイ）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市															
四日市市															
伊勢市															
松阪市	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0					
桑名市															
鈴鹿市															
名張市															
尾鷲市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
亀山市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
鳥羽市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
熊野市	4.2	4.0	3.9	3.8	3.7						4.2	4.0	3.9	3.8	3.7
いなべ市															
志摩市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0					
伊賀市															
木曾岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町															
菰野町															
朝日町															
川越町															
多気町	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8					
明和町															
大台町	8.7	8.5	8.3	8.2	8.0	8.7	8.5	8.3	8.2	8.0					
玉城町															
度会町															
大紀町	6.7	6.6	6.4	6.2	6.1	6.7	6.6	6.4	6.2	6.1					
南伊勢町	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8					
紀北町															
御浜町															
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	43.4	42.9	42.2	41.8	41.4	33.2	32.9	32.3	32.0	31.7	10.2	10.0	9.9	9.8	9.7
対前年比	-	98.8%	98.5%	99.0%	99.0%	-	99.0%	98.4%	98.9%	99.0%	-	98.0%	99.0%	99.0%	99.0%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-9 スチール製容器包装（規則第 3 条）

（単位：t）

市町名\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	500.0	497.0	493.0	489.0	485.0
四日市市	55.0	55.0	55.0	50.0	50.0
伊勢市	271.0	269.0	267.0	264.0	262.0
松阪市	47.0	46.8	46.5	46.3	46.0
桑名市	86.0	86.0	85.0	85.0	85.0
鈴鹿市	106.0	106.0	105.0	104.0	104.0
名張市	65.0	67.0	68.0	69.0	70.0
尾鷲市	50.0	49.0	48.0	47.0	46.0
亀山市	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
鳥羽市	25.0	25.0	24.0	24.0	23.0
熊野市	23.0	22.3	21.6	21.0	20.4
いなべ市	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
志摩市	40.0	39.0	38.0	37.0	36.0
伊賀市	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0
木曾岬町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
東員町	17.9	18.0	18.0	18.0	18.1
菰野町	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0
朝日町	16.0	16.0	19.0	19.0	19.0
川越町	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0
多気町	20.4	20.2	20.0	19.8	19.6
明和町	117.0	117.0	116.0	116.0	116.0
大台町	10.4	10.2	10.0	9.8	9.6
玉城町	70.7	70.6	70.5	70.3	70.1
度会町	21.1	21.0	20.6	20.2	19.9
大紀町	8.4	8.2	8.0	7.8	7.6
南伊勢町	138.5	133.5	128.5	123.4	118.4
紀北町	24.0	23.0	23.0	22.0	21.0
御浜町	8.1	7.6	7.1	6.6	6.5
紀宝町	16.0	16.0	16.0	15.0	15.0
合計	1,825.6	1,812.3	1,795.8	1,772.3	1,755.2
対前年比	-	99.3%	99.1%	98.7%	99.0%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-10 アルミ製容器包装（規則第 3 条）

（単位：t）

市町名\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	807.0	801.0	796.0	790.0	784.0
四日市市	55.0	55.0	55.0	50.0	50.0
伊勢市	184.0	182.0	181.0	179.0	178.0
松阪市	39.6	39.4	39.2	39.0	38.8
桑名市	100.0	99.0	99.0	99.0	98.0
鈴鹿市	38.0	38.0	38.0	37.0	37.0
名張市	44.0	45.0	47.0	49.0	51.0
尾鷲市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
亀山市	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
鳥羽市	17.0	17.0	16.0	16.0	15.0
熊野市	30.6	29.7	28.8	28.0	27.1
いなべ市	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
志摩市	42.0	41.0	40.0	39.0	38.0
伊賀市	29.0	28.0	28.0	28.0	27.0
木曾岬町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
東員町	30.1	30.2	30.2	30.3	30.3
菰野町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
朝日町	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
川越町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
多気町	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4
明和町	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
大台町	6.5	6.4	6.3	6.2	6.1
玉城町	15.6	15.6	15.6	15.6	15.5
度会町	8.7	8.6	8.6	8.5	8.4
大紀町	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6
南伊勢町	20.3	19.6	18.8	18.1	17.4
紀北町	19.0	18.0	18.0	17.0	17.0
御浜町	14.0	13.6	13.2	12.8	12.4
紀宝町	21.0	21.0	20.0	20.0	19.0
合計	1,674.2	1,661.6	1,652.2	1,635.6	1,623.0
対前年比	-	99.2%	99.4%	99.0%	99.2%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-11 紙パック（規則第 3 条）

（単位：t）

市町名\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	32.0	32.0	32.0	31.0	31.0
四日市市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
伊勢市	24.0	24.0	23.0	23.0	23.0
松阪市	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
桑名市	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0
鈴鹿市	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0
名張市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
尾鷲市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
亀山市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
鳥羽市	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
熊野市	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
いなべ市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
志摩市	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0
伊賀市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
木曾岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町	11.7	11.7	11.7	11.7	11.8
菰野町					
朝日町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川越町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
多気町	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
明和町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
大台町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
玉城町	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8
度会町	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
大紀町	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
南伊勢町	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
紀北町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
御浜町	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5
紀宝町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
合計	165.5	163.3	162.2	161.1	161.0
対前年比	-	98.7%	99.3%	99.3%	99.9%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-12 段ボール（規則第 3 条）

（単位：t）

市町名\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市	1,525.0	1,514.0	1,504.0	1,492.0	1,481.0
四日市市	759.0	755.0	754.0	751.0	751.0
伊勢市	618.0	613.0	608.0	603.0	598.0
松阪市	203.4	202.1	200.8	199.5	198.2
桑名市	648.0	645.0	643.0	639.0	637.0
鈴鹿市	269.0	267.0	266.0	264.0	262.0
名張市	19.0	17.0	15.0	13.0	11.0
尾鷲市	108.0	106.0	104.0	102.0	100.0
亀山市	309.0	309.0	310.0	309.0	309.0
鳥羽市	94.0	92.0	90.0	88.0	86.0
熊野市	151.6	147.1	142.7	138.4	134.2
いなべ市	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
志摩市	241.0	235.0	229.0	224.0	218.0
伊賀市	240.0	238.0	235.0	231.0	230.0
木曾岬町	45.0	44.0	44.0	43.0	42.0
東員町	164.7	165.1	165.5	165.8	166.2
菰野町	156.0	156.0	156.0	155.0	155.0
朝日町	55.0	55.0	66.0	66.0	66.0
川越町	54.0	53.0	52.0	51.0	50.0
多気町	113.6	112.5	111.4	110.2	109.0
明和町	140.0	140.0	140.0	140.0	139.0
大台町	88.5	86.8	85.1	83.5	81.9
玉城町	162.5	162.3	162.0	161.6	161.2
度会町	51.5	51.0	50.5	50.1	49.8
大紀町	15.7	15.3	14.9	14.5	14.1
南伊勢町	127.1	122.5	117.9	113.3	108.6
紀北町	130.0	126.0	122.0	119.0	115.0
御浜町	97.0	97.8	98.6	99.4	100.2
紀宝町	116.0	114.0	112.0	109.0	107.0
合計	6,714.6	6,654.5	6,612.4	6,548.3	6,493.4
対前年比	-	99.1%	99.4%	99.0%	99.2%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

9 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する知識の普及に関する具体的な施策

環境関連イベントへの参加や、学校や企業への出前講座といったこれまでの形の啓発にとどまらず、SNSやアプリ、オンライン講義等、ICTを活用した多様な手段で情報発信を行うとともに、事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高めることで、県民の環境意識を高揚し、環境負荷の低減に向けた行動を促進します。

(2) 県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する具体的な施策

市町と情報共有や意見交換を行う場である行政連絡会議などを通じて、家庭系ごみの分別排出の徹底やごみ処理の有料化などの事例など、一般廃棄物の3Rに関する取組を水平展開するほか、市町におけるごみの発生・排出抑制につながる施策の検討・実施に向けて、技術的な支援を行います。

(3) その他の排出抑制や分別収集の促進に関する具体的な施策

市町との連携により、県内のペットボトルの高度なリサイクル工場の立地を契機とした水平リサイクルを推進するため、家庭から排出されるペットボトルの水平リサイクルに向けた体制整備を進めていきます。

第 10 期三重県分別収集促進計画

令和 4 年 10 月 策定

令和 5 年 10 月 変更

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

TEL 0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 8 5

FAX 0 5 9 - 2 2 2 - 8 1 3 6

E-mail shigenj@pref.mie.lg.jp